

認知症対応型通所介護東原慈光園そよかぜ

令和4年10月1日

提供するサービスとその利用料

(1) 介護費用（要介護1～5）

（1単位：10,55円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間以上6時間未満	856	948	1,038	1,130	1,223
6時間以上7時間未満	878	972	1,064	1,159	1,254
7時間以上8時間未満	992	1,100	1,208	1,316	1,424

加算種類	内 容	単 位 数
入浴介助加算（I）	サービス利用時、入浴をした場合	40単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	職員の配置基準に基づき、勤続7年以上の職員を30%以上配置している場合	6単位/回
介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施している場合	所定単位数の10.4%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の2.4%
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の2.3%

サービス単位数に10,55円（乙地5級地）をかけた金額の1割から3割が利用者の方の負担となります。

(2) その他の費用

① 食費

昼食の食費として、1日あたり550円を実費負担して頂きます。

② 利用者の居宅が通常の事業実施地域以外の場合、路程1キロメートル当たり20円を実費として頂きます。

③ 通所介護利用時において通常必要となるおむつなどについては、持参して頂きます。

* 被爆者健康手帳を所持されている方は、介護費について助成があります。また、低所得者で生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担（介護費）を減免する制度があります。